

燕市農業委員会告示第 13 号

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

燕市農業委員会会長 和田正春

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条又は 第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の 情報
燕市佐渡山字川上 212	田	621	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 永井 勉
燕市佐渡山字川中 822	田	2,616	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 永井 勉
燕市佐渡山字川中 1186	田	2,399	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 永井 勉
燕市佐渡山 11286-2	田	4,944	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 永井 勉

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、または不在となることが
確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 33 条第 2 項において準用する同法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったと見なされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行うものの氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 2 か月以内に所有者から申し出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。